

令和2年度

監査報告書Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯田市監査委員

2 飯監第49号
令和2年11月12日

飯田市長 佐藤 健 様
飯田市議会議員 湯澤 啓次 様
飯田市教育長 代田 昭久 様

飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 加藤 良一
飯田市監査委員 清水 勇

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象及び期日

1 予備監査（物品等検査）

監査期日	監査対象	実施場所
9月15日	飯田市上村しらびそ高原施設、上村特産品直売所、上村まつり伝承館「天伯」、上村山村ふるさと保存館「ねぎや」	現地

2 面接監査

監査期日	監査実施部署等	実施場所
10月6日	観光課、美術博物館、株式会社 大空企画	監査室

第3 監査の着眼点

以下の事項を着眼点として監査を実施した。

(1) 財政援助団体監査

① 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等の交付目的や効果等から判断して統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

② 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

(2) 出資団体監査

① 所管部局関係

- ア 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。
- イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し適切な指導監督を行っているか。
- オ 財産、備品、車両の管理は良好に行われているか。

② 団体関係

- ア 定款又は規約並びに経理規程等諸規定は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- カ 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。また経費節減は図られているか。
- ク 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ケ 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。
- コ 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

(3) 公の施設の指定管理者監査

① 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
 - a 管理する施設及び業務の内容は明確か。
 - b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

② 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ その他、前記（2）出資団体監査の②団体関係を準用する。

第4 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項に規定する「財政的援助を与えているものの出納その他の事務」の執行が、経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に沿って適正に行われているかという観点から、指定管理者の現金の取扱及び物品等の管理状況について予備監査を実施したうえで、あらかじめ指定して提出を求めた関係資料に基づき、所管の長、関係職員及び指定管理者から説明を聴取する面接監査を実施した。

第5 監査の期間

令和2年8月17日から令和2年11月12日まで
(予備監査は9月15日に実施。面接監査は10月6日に実施)

第6 監査の結果

I 株式会社 大空企画（観光課所管の公の施設の指定管理者監査）

1 監査の対象

名称 株式会社 大空企画（以下「大空企画」という。）

代表者 代表取締役社長 仲井興隆

所在地 飯田市上村 754 番地 2

上記団体の所管部局 産業経済部 観光課

2 監査の範囲

「飯田市上村しらびそ高原施設」（以下「しらびそ」という。）及び「飯田市上村農産物直売施設上村特産品直売所」（以下「直売所」という。）の指定管理団体として、しらびそは、令和元年5月16日から令和2年度における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について、直売所は、平成30年12月19日から令和2年度における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

3 監査の結果

大空企画による施設の指定管理は、その目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

「飯田市上村観光施設条例」（平成17年9月30日条例第92条。以下「条例」という。）、「飯田市上村観光施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「観光施設協定書」という。）、「飯田市上村農産物直売施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「直売施設協定書」という。）及び「飯田市上村農産物直売施設上村特産品直売所の管理運営に関する年度協定書」（以下「年度協定書」という。）に定める一部の事項について、条例等に沿っていない点が認められたので是正又は改善を求める。

(1) 直売所の一部の備品について、令和元年度の定期監査の際に観光課に対し【指導事項】として改善を求めたにも関わらず、備品シールが貼付されていないものや新旧備品シールが混在しているものがあることを認めた。

①今回指摘のあった不備を至急是正すること。

②備品管理の重要性を認識し、再発防止策を講じること。

【大空企画・観光課】

(2) 年度協定書第4条第3項に「設置者は、管理経費を、指定管理者の請求のあった日から30日以内において指定の口座に支払うものとする。」と謳われているが、指定管理料の支払いに遅延が生じたことを認めた。設置者である観光課は、指定管理者に対し、指導する立場にある者として協定書を遵守すること。

【観光課】

(3) 条例第10条第2項に「前項の利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」と謳われているが、しらびその利用料金に関し、各事情に応じた料金運用がなされ、設置者に事後に報告されていることを認めたため、大空企画は条例を遵守するとともに、観光課は利用料金の設定に関し、事前に承認がなされるよう対策を講じること。

【大空企画・観光課】

(4) 観光施設協定書及び直売施設協定書のそれぞれ第21条第1項に「指定管理者は、定期的利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行わなければならない。なお、実施時期や項目については、設置者と協議の上、定めるものとする。」と謳われているが、しらびそ及び直売所において、アンケート調査を行っていないことを認めた。協定書を遵守し、大空企画と観光課は協議を行い、利用者の声を経営に活かすようアンケート調査を実施すること。

【大空企画・観光課】

(5) 観光施設協定書及び直売施設協定書のそれぞれ第24条第1項に「指定管理者は、(中略) 次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡体制を構築しなければならない。(1) 自然災害(地震、風水害等)(2) 事故(火災、人身事故等)又は事件(盗難、器物損壊等)(3) (中略)(4) (後略)」と謳われており、しらびそ、直売所ともに緊急時等の連絡先一覧表は確認できたが、各号の危機事案への対処法が明記された計画が確認できなかったため、協定書を遵守し、観光課は危機事案に対応するための体制と計画を確立するために大空企画と事前協議を行い、大空企画は直ちに危機事案に対する計画書を作成すること。

【大空企画・観光課】

(6) 観光課は主管課として、同じく大空企画を指定管理者とする美術博物館と連携を取りながら、指定管理者による施設の管理運営が条例及び協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。

【観光課】

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

(1) 指定管理者が管理する各施設(美術博物館所管の施設を含む)の会計伝票等について、施設ごとに分類されることなく月別に綴られていること及び会計担当以外のチェックがされていないことを認めた。部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制の構築及び経理規定の整備を検討されたい。

【大空企画】

(2) 直売所の現金出納管理体制について、適正に管理できるよう仕組みの構築を検討されたい。

【大空企画】

(3) 観光課は主管課として、しらびその運営状況や経営状況を充分把握し、健全経営に向けて、指定管理者に対して適切に指導監督を行われたい。

【観光課】

(4) しらびそについて、「星の宿」をコンセプトとしたダークナイトツアー、観月ツアーなど特徴ある企画を立案し、県外への営業活動、多様な媒体を活用した広報活動により集客に努めていることを認めた。今後、飯田市民の施設利用が更に増加するよう「広報いいだ」などを活用した情報発信を行われたい。

【大空企画・観光課】

(5) 接客方法等に関する社員教育マニュアルを作成し、日々の社内ミーティング等に活用された。

【大空企画】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

(1) 令和2年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 直売所の一部の備品について、令和元年度の定期監査の際に観光課に対し【指導事項】として改善を求めたにも関わらず、備品シールが貼付されていないものや新旧備品シールが混在しているものがあることを認めた。 ア 今回指摘のあった不備を至急是正すること。 イ 備品管理の重要性を認識し、再発防止策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・観光課】</p>	<p>①</p> <p>ア 今回指摘のあった備品の不備については、令和2年9月16日から18日の間に複数体制で確認し、是正しました。</p> <p>イ 所在不明になっている備品や新旧備品シールが混在しているものについては、担当者が1人で確認したため、備品シールの貼り間違いや旧備品シールの適切な処理ができていないものが存在しました。備品は市民の財産であることを念頭に置きながら、複数人の目で確認を行い、二重チェックによる管理を構築し、再発防止策とします。</p>
<p>② 年度協定書第4条第3項に「設置者は、管理経費を、指定管理者の請求のあった日から30日以内において指定の口座に支払うものとする。」と謳われているが、指定管理料の支払いに遅延が生じたことを認めた。設置者である観光課は、指定管理者に対し、指導する立場にある者として協定書を遵守すること。</p> <p style="text-align: right;">【観光課】</p>	<p>② 過去（平成30年度）の支払いにおいて、指摘されたとおり指定管理料の支払いに遅延が生じた事例がありましたが、現在は年度協定書第4条第3項の規定に沿い、指定管理料の支払いに遅延が生じないよう協定書を遵守しており、今後も引き続き適正な管理に努めていきます。</p>
<p>③ 条例第10条第2項に「前項の利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」と謳われているが、しらびその利用料金に関し、各事情に応じた料金運用がなされ、設置者に事後に報告されていることを認めため、大空企画は条例を遵守するとともに、観光課は利用料金の設定に関し、事前に承認がなされるよう対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・観光課】</p>	<p>③ 条例第10条第2項の規定に沿い、利用料金の額を事前に承認できるよう飯田市と大空企画において協議を行い、今後は事後報告としないよう改めました。</p>

指摘事項	措置状況
<p>④ 観光施設協定書及び直売施設協定書のそれぞれ第 21 条第 1 項に「指定管理者は、定期的利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行わなければならない。なお、実施時期や項目については、設置者と協議の上、定めるものとする。」と謳われているが、しらびそ及び直売所において、アンケート調査を行っていないことを認めた。協定書を遵守し、大空企画と観光課は協議を行い利用者の声を経営に活かすようアンケート調査を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">【大空企画・観光課】</p>	<p>④ しらびそ及び直売所のアンケート調査に関しては、飯田市と大空企画においてアンケート項目等についての協議を行い、令和 2 年 10 月 13 日から実施している。今後とも利用者の声を経営に活かせるよう努めていきます。</p>
<p>⑤ 観光施設協定書及び直売施設協定書のそれぞれ第 24 条第 1 項に「指定管理者は、(中略) 次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡体制を構築しなければならない。</p> <p>(1) 自然災害(地震、風水害等) (2) 事故(火災、人身事故等) 又は事件(盗難、器物損壊等) (3) (中略) (4) (後略)」と謳われており、しらびそ、直売所ともに緊急時等の連絡先一覧表は確認できたが、各号の危機事案への対処法が明記された計画が確認できなかったため、協定書を遵守し、観光課は危機事案に対応するための体制と計画を確立するために大空企画と事前協議を行い、大空企画は直ちに危機事案に対する計画書を作成すること。</p> <p style="text-align: center;">【大空企画・観光課】</p>	<p>⑤ 協定書における危機事案への対処法について、飯田市と大空企画において事前協議を行い、危機事案に対する計画書(マニュアル)を整備しました。</p>
<p>⑥ 観光課は主管課として、同じく大空企画を指定管理者とする美術博物館と連携を取りながら指定管理者による施設の管理運営が条例及び協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。</p> <p style="text-align: center;">【観光課】</p>	<p>⑥ 条例並びに基本協定書及び年度協定書に沿って管理運営されるよう、美術博物館と連携を図り、定期的に情報共有を行いながら確認し、必要に応じ指導していきます。</p>

(2) 令和2年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 指定管理者が管理する各施設（美術博物館所管の施設を含む）の会計伝票等について、施設ごとに分類されることなく月別に綴られていること及び会計担当以外のチェックがされていないことを認めた。部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制の構築及び経理規定の整備を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>① 会計伝票等は施設ごと綴るよう令和2年度分から変更しました。</p> <p>今年度中に部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制を構築するとともに、経理規定の整備を検討します。</p>
<p>② 直売所の現金出納管理体制について、適正に管理できるよう仕組みの構築を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>② 直売所の現金出納管理体制について、施設内において適正かつ厳重な管理ができる仕組みを構築し、年内に実施します。</p>
<p>③ 観光課は主管課として、しらびその運営状況や経営状況を充分把握し、健全経営に向けて、指定管理者に対して適切に指導監督を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【観光課】</p>	<p>③ しらびその運営状況や経営状況については、大空企画の取締役会や代表者会への出席や月報提出時の機会を捉え状況を把握し、さらに事業報告により評価を行い、必要に応じて指導するとともに、参考となる事例や情報を提供できるよう努めます。</p>
<p>④ しらびそについて、「星の宿」をコンセプトとしたダークナイトツアー、観月ツアーなど特徴ある企画を立案し、県外への営業活動、多様な媒体を活用した広報活動により集客に努めていることを認めた。今後、飯田市民の施設利用が更に増加するよう「広報いいだ」などを活用した情報発信を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・観光課】</p>	<p>④ 遠山郷観光協会とも協力し、今後、飯田市民の施設利用が更に増加するよう「広報いいだ」や「地元紙」などを活用し、情報発信に努めます。</p>
<p>⑤ 接客方法等に関する社員教育マニュアルを作成し、日々の社内ミーティング等に活用されたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>⑤ 社員教育マニュアルについては、南信州観光公社の助言を受け、年度内に作成し、日々の社内ミーティング等に活用し、さらなるサービスの向上に努めます。</p>

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立

① 設立年月日 平成30年12月12日

② 設立の目的

次の事業を営むことを目的とする。

ア 宿泊施設の経営

イ 農林畜水産物の加工販売

ウ 食品調理、加工、販売

エ 飲食店の経営

- オ 喫茶店の経営
- カ キャンプ場、テニス場等の経営
- キ 食品加工施設等の貸付
- ク 観光・農業・文化施設の管理
- ケ 上村地区のまちづくりに関する推進事業
- コ 前各号に附帯する一切の業務

(2) 組織の概要（令和2年10月1日現在）

- ① 役員 代表取締役1人、取締役2人、社外取締役2人（南信州観光公社社長、上村まちづくり委員会副会長）、監査役1人
- ② その他の社員35人（うち、しらびそ6人、直売所2人）

(3) 指定管理者（指定管理施設）に対する指定管理料の支出状況

- ① しらびそ
 - 令和元年度 5,375,000円
 - 令和2年度 9,358,000円（概算）
- ② 直売所
 - 平成30年度 110,128円
 - 令和元年度 47,476円
 - 令和2年度 48,000円（概算）

(4) 事業の内容

- ① しらびそ
 - ア 施設の利用に係る業務
 - a 宿泊客への地元食材をふんだんに使った料理の提供
 - b バスツアー向けのメニューとして星空観察会の実施
 - c キャンプ場の経営
 - イ 施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 施設を利用する者の利便を図るため飲食物及び物品等の販売を行う業務
- ② 直売所
 - ア 施設利用者に対する農産物、農産加工品その他の特産品の提供及び販売に関する業務
 - イ 施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 施設の利用促進を図るために必要な業務

(5) 営業日数及び来客数（令和元年度）

月	①しらびそ		②直売所	
	営業日数（日）	来客数（人）	営業日数（日）	来客数（人）
4月	0	0	26	516
5月	0	0	27	675
6月	0	0	26	471
7月	11	56	26	459
8月	30	431	28	775
9月	25	191	26	576
10月	25	192	28	565
11月	16	111	28	621

12月	0	0	23	266
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
計	107	981	238	4,924

①しらびその営業期間は、令和元年7月20日～令和元年11月17日

②直売所の営業期間は、平成31年4月1日～令和元年12月27日

(6) 指定管理施設に係る財務状況（令和元年度）

部門別損益（令和2年3月期）

（単位：円）

科目	しらびそ	直売所
【売上高】	13,072,837	4,852,834
【仕入原価計】	2,905,866	3,254,701
期首棚卸高	0	79,387
商品仕入高	784,922	3,141,750
材料仕入高	2,120,944	229,641
期末棚卸高	0	△196,077
売上総利益	10,166,971	1,598,133
【一般管理費計】	23,458,359	2,449,926
販売員給与	9,526,875	1,362,566
販売旅費	70,400	0
広告宣伝費	954,760	0
発送配達費	0	5,390
外注費	2,350,000	0
法定福利費	724,846	680
厚生費	149,984	9,180
修繕費	2,865,842	47,800
事務用消耗品費	5,562	7,252
通信交通費	336,326	79,611
水道光熱費	3,637,567	736,772
租税公課	76,630	11,448
接待交際費	23,262	0
保険料	3,500	1,400
備品消耗品費	993,278	143,248
諸会費	45,000	11,500
車両燃料費	29,776	0
衛生管理費	1,468,849	11,505
雑費	195,902	21,574
営業利益	△13,291,388	△851,793
【営業外収益計】	5,507,370	89,520
受取利息	7	8
雑収入	132,363	42,036
指定管理料	5,375,000	47,476
経常利益	△7,784,018	△762,273

II 株式会社 大空企画（美術博物館所管の公の施設の指定管理者監査）

1 監査の対象

名称 株式会社 大空企画（以下「大空企画」という。）

代表者 代表取締役社長 仲井興隆

所在地 飯田市上村 754 番地 2

上記団体の所管部局 教育委員会 美術博物館

2 監査の範囲

『上村まつり伝承館「天伯」』及び『上村山村ふるさと保存館「ねぎや」』（以下「伝習施設」という。）の指定管理団体として、平成 30 年 12 月 19 日から令和 2 年度における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

3 監査の結果

大空企画による施設の指定管理は、その目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

「飯田市上村山村文化資源保存伝習施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）及び「就業規則」に定める一部の事項について、協定書等に沿っていない点が認められたので是正又は改善を求める。

- (1) 協定書第 21 条第 2 項に「指定管理者は、前項の実施結果（傍線注：アンケート調査を指す。）及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施して、その報告書を第 20 条の事業報告書とともに設置者に提出しなければならない。」と謳われているが、大空企画はアンケート結果に対する利用実績の分析と自己評価をしておらず、また美術博物館はアンケート結果に対する自己評価等の報告書の提出について指導がなされていないことを認めたため、協定書を遵守すること。

【大空企画・美術博物館】

- (2) 協定書第 24 条第 1 項に「指定管理者は、施設における次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡態勢を構築しなければならない。(1) 自然災害（地震、風水害等）(2) 事故（火災、人身事故等）又は事件（盗難、器物損壊等）(3)（中略）(4)（後略）」と謳われており、緊急時等の連絡先一覧表は確認できたが、各号の危機事案への対処法が明記された計画が確認できなかったため、協定書を遵守し、美術博物館は危機事案に対応するための体制と計画を確立するために大空企画と事前協議を行い、大空企画は直ちに危機事案に対する計画書を作成すること。

【大空企画・美術博物館】

- (3) 指定管理者が定める就業規則第42条第1項に「会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、労働者に対し、必要な教育訓練を行う。」と謳われているが、教育訓練を実施していないことを認めため、就業規則を遵守すること。

【大空企画】

- (4) 美術博物館は主管課として、同じく大空企画を指定管理者とする観光課と連携を取りながら、指定管理者による施設の管理運営が条例、協定書及び就業規則に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。

【美術博物館】

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

- (1) 指定管理者が管理する各施設（観光課所管の施設を含む）の会計伝票等について、施設ごとに分類されることなく月別に綴られていること及び会計担当以外のチェックがされていないことを認めた。部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制の構築及び経理規定の整備を検討されたい。

【大空企画】

- (2) 入場チケット及び売上金の管理について、さらに厳正に行う方策を構築されたい。

【大空企画】

- (3) 美術博物館主催のスタンプラリーの実施、まちづくり委員会と連携した体験プログラムの「お面づくり構想」など特徴ある企画を立案し、集客を図っていることを認めた。また、設置者と指定管理者が毎年度、年度当初に締結する「飯田市上村山村文化資源保存伝習施設の管理運営に関する年度協定書」の中に管理運営業務の内容、設置者と指定管理者の役割分担及び目標指数を明記していることを認めた。この役割分担等に基づき、引き続き創意工夫を持って、リピーターの開拓や集客を図る事業を展開するとともに、飯田市民の施設利用が更に増加するよう「広報いいだ」などを活用した情報発信を行われたい。

【大空企画・美術博物館】

- (4) 課の担当者が替わっても、継続的な情報共有やスムーズな事務事業が遂行できるよう、指定管理者との面談や打合せ等の記録を残されたい。

【美術博物館】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

(1) 令和 2 年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 協定書第 21 条第 2 項に「指定管理者は、<u>前項の実施結果</u>（傍線注：アンケート調査を指す。）及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施して、その報告書を第 20 条の事業報告書とともに設置者に提出しなければならない。」と謳われているが、大空企画はアンケート結果に対する利用実績の分析と自己評価をしておらず、また美術博物館はアンケート結果に対する自己評価等の報告書の提出について指導がなされていないことを認めたため、協定書を遵守すること。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・美術博物館】</p>	<p>① 今年度より、毎年度利用実績と合わせアンケート結果の分析を行い、それに基づく自己評価を事業報告書とともに提出します。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p> <p>アンケート結果を含む自己評価について、今年度より事業報告書の提出時に大空企画に対し美術博物館で確認し、文書での提出を指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【美術博物館】</p>
<p>② 協定書第 24 条第 1 項に「指定管理者は、施設における次の各号の事案に迅速に対応するため、事前に設置者と協議により危機事案に対応するための体制と計画を確立し、事案が発生した際の対処及び連絡態勢を構築しなければならない。（1）自然災害（地震、風水害等）（2）事故（火災、人身事故等）又は事件（盗難、器物損壊等）（3）（中略）（4）（後略）」と謳われており、緊急時等の連絡先一覧表は確認できたが、各号の危機事案への対処法が明記された計画が確認できなかったため、協定書を遵守し、美術博物館は危機事案に対応するための体制と計画を確立するために大空企画と事前協議を行い、大空企画は直ちに危機事案に対する計画書を作成すること。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・美術博物館】</p>	<p>② 協定書における危機事案への対処法について、大空企画と事前協議を進め、展示品の扱い等については、美術博物館のマニュアルに準じた内容で、計画書を作成しました。</p>
<p>③ 指定管理者が定める就業規則第 42 条第 1 項に「会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、労働者に対し、必要な教育訓練を行う。」と謳われているが、教育訓練を実施していないことを認めたため、就業規則を遵守すること。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>③ 就業規則を遵守し、来年度から教育訓練を実施します。</p>
<p>④ 美術博物館は主管課として、同じく大空企画を指定管理者とする観光課と連携を取りながら、指定管理者による施設の管理運営が条例、協定書及び就業規則に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。</p> <p style="text-align: right;">【美術博物館】</p>	<p>④ 指定管理者による施設の管理運営が条例、協定書及び就業規則に沿って適切に行われているかを確認し、指導内容に違いが生じることの無いよう観光課と連携を取り、定期的な情報を共有し、必要に応じて指導を行います。</p>

(2) 令和2年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 指定管理者が管理する各施設（観光課所管の施設を含む）の会計伝票等について、施設ごとに分類されることなく月別に綴られていること及び会計担当以外のチェックがされていないことを認めた。部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制の構築及び経理規定の整備を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>① 会計伝票等は施設ごと綴るように令和2年度分から変更しました。</p> <p>今年度中に部門別の損益分析や経理上の二重チェックが可能な体制を構築し、経理規定の整備を検討します。</p>
<p>② 入場チケット及び売上金の管理について、さらに厳正に行う方策を構築されたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画】</p>	<p>② 年内にチケットは連番管理できるようにし、日報を付けるように致します。</p>
<p>③ 美術博物館主催のスタンプラリーの実施、まちづくり委員会と連携した体験プログラムの「お面づくり構想」など特徴ある企画を立案し、集客を図っていることを認めた。また、設置者と指定管理者が毎年度、年度当初に締結する「飯田市上村山村文化資源保存伝習施設の管理運営に関する年度協定書」の中に管理運営業務の内容、設置者と指定管理者の役割分担及び目標指数を明記していることを認めた。この役割分担等に基づき、引き続き創意工夫を持って、リピーターの開拓や集客を図る事業を展開するとともに、飯田市民の施設利用が更に増加するよう「広報いいだ」などを活用した情報発信を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【大空企画・美術博物館】</p>	<p>③ 年度協定に定めた役割分担等に基づき、集客を図る事業について設置者と指定管理者が協力するとともに、飯田市民の施設利用増加に向け「広報いいだ」への情報掲載など適宜情報発信を行っていきます。</p>
<p>④ 課の担当者が替わっても、継続的な情報共有やスムーズな事務事業が遂行できるよう、指定管理者との面談や打合せ等の記録を残されたい。</p> <p style="text-align: right;">【美術博物館】</p>	<p>④ 指定管理者との面談や打ち合わせ等の記録を残し、継続的な情報共有やスムーズな事務事業が遂行できるよう、今年度から体制を整えます。</p>

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立

① 設立年月日 平成30年12月12日

② 設立の目的

次の事業を営むことを目的とする。

ア 宿泊施設の経営

イ 農林畜水産物の加工販売

ウ 食品調理、加工、販売

- エ 飲食店の経営
- オ 喫茶店の経営
- カ キャンプ場、テニス場等の経営
- キ 食品加工施設等の貸付
- ク 観光・農業・文化施設の管理
- ケ 上村地区のまちづくりに関する推進事業
- コ 前各号に附帯する一切の業務

(2) 組織の概要 (令和2年10月1日現在)

- ① 役員 代表取締役1人、取締役2人、社外取締役2人 (南信州観光公社社長、上村まちづくり委員会副会長)、監査役1人
- ② その他の社員35人 (うち、伝習施設2人)

(3) 指定管理者 (指定管理施設) に対する指定管理料の支出状況

伝習施設

平成30年度	111,581円
令和元年度	2,106,762円
令和2年度	2,276,000円 (概算)

(4) 事業の内容

- ① 施設管理運営に関する業務
 - ア 展示物の観覧又は施設の利用の許可に関する業務
 - イ 展示物の観覧又は施設の利用に係る料金の額、利用料金等の納付の方法及び利用料金等の還付の方法を定め、並びに利用料金等を徴収する業務
 - ウ 観覧者等に対し、施設及び展示資料の説明を行い、並びに所蔵する資料等を良好な状態で維持し、及び管理する業務
 - エ 施設及び展示資料の維持及び管理に関する業務
- ② 施設の利活用等に関する業務
 - ア 催事の開催及び施設の利活用に関する事業の実施
 - イ 情報発信及び集客に関する事業の実施
 - ウ 霜月祭の後継者育成に関する事業の実施

(5) 伝習施設の営業日数及び来客数 (令和元年度)

月	営業日数 (日)	来客数 (人)
4月	21	53
5月	22	73
6月	22	36
7月	22	108
8月	22	112
9月	21	91
10月	22	177
11月	22	60
12月	21	97
1月	0	0

2月	0	0
3月	22	2
計	217	809

営業期間は、平成31年4月1日～令和元年12月28日（令和2年3月1日から再開）

(6) 指定管理施設に係る財務状況（令和元年度）

部門別損益（伝習施設：令和2年3月期）（単位：円）

科目	決算額
【売上高】	102,280
【仕入原価計】	0
売上総利益	102,280
【一般管理費計】	2,167,770
販売員給与	1,383,610
法定福利費	4,151
厚生費	13,990
修繕費	33,540
通信交通費	115,247
水道光熱費	358,213
備品消耗品費	22,804
衛生管理費	229,632
雑費	6,583
営業利益	△2,065,490
【営業外収益計】	2,106,762
指定管理料	2,106,762
経常利益	41,272